

大和川流域水害対策協議会 議事概要

開催日時：令和4年1月12日（水） 10:00～11:00

開催場所：ホテルリガーレ春日野（飛鳥の間）

出席者：近畿地方整備局（局長、建政部長、河川部長）、奈良県（知事、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長、危機管理監）、出席25自治体（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町）、近畿農政局 農政振興部長、近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所長、近畿地方環境事務所長、近畿財務局 奈良財務事務所長、奈良地方気象台長

《議事概要》

大和川水系大和川等が特定都市河川に指定されたことを報告した。また、大和川流域水害対策協議会の規約、大和川流域水害対策計画の基本的考え方、学識者への意見聴取・住民との意見交換について協議を行った。

主な意見は以下のとおり。

○大和川流域水害対策協議会の規約について

- ・ 意見なし。
- ・ 大和川流域水害対策協議会の規約が承認された。

○大和川流域水害対策計画の基本的考え方について

＜大和郡山市＞

- ・ 大和郡山市には環濠集落があり、利水に加えて観光資源としての役割も担っている。これを踏まえて、今後の流域治水対策についてはグリーンインフラの考え方も取り入れて進めていきたい。
- ・ 治水対策の推進によって治水施設の維持管理にかかる経費も膨大になっていくため、支援をお願いしたい。

→＜事務局＞

- ・ 今後面的な治水対策を進めていくにあたって、グリーンインフラといった環境面の配慮にも取り組んでいきたい。特に、グリーンインフラは地域の活性化などの広い意味を持っていることから、そういった視点も計画へ盛り込んで検討していきたい。

＜田原本町＞

- ・ 特定都市河川の指定によって、補助が拡充されることは非常にありがたいと感じている。ハード整備を一層進めていきたい。
- ・ あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組んでいくこととなるが、今後の検討ポイントとしては貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定であると考えており、大和川の上流

部に位置する町として、検討していきたい。土地利用規制については、地域や地権者の協力が不可欠であるため、地域のリスクやメリットについてしっかり説明出来る様、国や県からの支援をお願いしたい。

<川西町>

- ・ 今回の流域水害対策計画で目標とする昭和 57 年 8 月洪水では、川西町内はほぼ全域が浸水することになる。したがって、特に浸水頻度の高い地域では、地域の意向も踏まえて将来のまちづくりを考慮しながら浸水被害防止区域などの土地利用計画について検討していきたい。検討を進めるにあたっては、国や県から技術的な支援を是非お願いしたい。

→<事務局>

- ・ 資料 3 の P9 にも示すように、河川整備や雨水貯留浸透施設の整備のみでは住民の安全を守り切れないため、被害対象を減少させる対策として浸水被害防止区域の指定を進めていきたい。大和川流域治水相談窓口も設置したが、具体的な検討を一緒に行っていければと考えている。また、水害リスクマップとして 5 年や 10 年に 1 回などの高頻度で浸水が発生する箇所の情報も今後のまちづくりの参考としていただけるように支援していきたい。

<王寺町>

- ・ 最下流に位置する王寺町は、浸水のリスクが高い地域であると認識している。王寺出張所に大和川流域治水相談窓口を設置いただいております、技術的なことを相談していきながら、流域一体となって対策に取り組んでいきたい。

<三郷町>

- ・ 平成 29 年の台風 21 号では床上・床下浸水あわせて 58 戸という大きな被害が発生した。今回の特定都市河川の指定によって、同規模災害に対して被害軽減ができると期待する。
- ・ 三郷町では、河道の浚渫土砂の受け入れや伐採した樹木の再利用などにも積極的に取り組んでいきたい。

→<事務局>

- ・ 最下流ということで、浸水リスクの高いエリアと認識している。河道掘削に加えて、上流側の市町村にご協力いただきながら、遊水地整備を進めていく。

○学識者への意見聴取・住民との意見交換について

- ・ 意見なし。

○総括

<知事>

- ・ 流域のあらゆる関係者の協働として、どのように連携していくかが大きな課題である。
- ・ 流域水害対策計画の計画対象降雨は昭和 57 年 8 月洪水となっており、これは 1/30~1/50 規模であるが、目標が低いのではないかと。奈良県では、1/100 対策を目標としているが、それを今回の計画の目標にも反映できないかと。
- ・ 浸水被害防止区域・貯留機能保全区域をどうするかがミッションとして出てくる。奈良県では、まちづくりマスタープラン方式をとりやめるといった新たな土地利用計画条例の検討を進めている。来年度には条例を策定したいと考えている。

- ・ 遊水機能を持つ水田・ため池の活用は歓迎であるが、これらをどのように計画に位置付けるか、また農水や土地改良区と調整して利水と治水の折り合いをどのようにつけるかが大きな課題である。治水ダムを造って、利水にも利用できるようにするという事は考えられないか。
- ・ 河川環境の整備を治水と一緒に何かできないか。
- ・ ため池の話の延長であるが、治水と利水の役割分担の考え方が課題となってくる。ため池の放棄が進んでいるが、用水路に水は流れており、これをどうするか。農地・森林は所有者との調整も課題である。

→<事務局>

- ・ あらゆる関係者との協働がポイントであるため、農政部局やまちづくり部局としっかり連携をとりながら、計画に盛り込んでいきたい。
- ・ 計画対象降雨については、ハード整備は昭和57年8月を対象としているが、それを超える部分については、超過洪水として対応していくということも考えられる。表現の仕方は検討させていただきたい。

→<局長>

- ・ 目標に関しては、1/100規模を目指すことを視野に入れながら、まずは1/30～1/50規模を目指すというかたちで進めていくことになるのではないか。
- ・ ため池の活用については現場でうまく調整し、ルールを決めてなんとか対応していけないか。

→<知事>

- ・ 降雨規模について、過去の想定から入るというのは古い考え方ではないか。世界各地で前例のない大雨が降り始めていることを踏まえて、大雨が降ったらどうするかという客観基準で示す必要があるのではないか。
- ・ まちづくりに関しては、土砂崩れと洪水は一緒に起こることが多いため、市町村は両方に配慮しながら新しいまちづくりをしていかなければならず、難しい課題である。浸水被害防止区域の検討については、主体的に行うのは市町村だとしても、地権者も参加するというのが望ましいのではないか。
- ・ 農水と森林は治水に大きな影響があるため、所有者との調整が重要である。大和川では森林の保水機能はあまり研究されていないので、今後研究対象にしていただけると良いのではないか。

以上